

岡山県本社機能移転促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡山県本社機能移転促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 知事は、県内への本社機能移転を促進し、一層の雇用機会の増大と地域振興を図るため、予算の範囲内で第4条に該当する者に補助金を交付することができる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本社機能 法人の意志決定を行う機能及び法人の各事業所、各部門若しくは法人内活動を統括する機能のために使用される事務所、研究開発において重要な役割を担う研究所又は人材育成において重要な役割を担う研修所をいう。
- (2) 新規常用雇用者 県内の本社機能業務に従事するため、立地決定日以降に雇用された岡山県内に住所を有する者又は岡山県内に新たに住所を定めた者であって、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者である者をいう。
- (3) 県税情報 県が県税の賦課徴収に関し取得又は作成した情報（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）であって、現に県が管理しているものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に本社機能に移転する法人
- (2) 新たに本社機能の所在地が県内にあることを対外的に明示する法人
- (3) 県内の本社機能業務に従事する新規常用雇用者が5人以上である法人
- (4) 法人設立後3年以上経過している法人であって、直近の3年間において営利事業を継続して営んでいる法人
- (5) 資本金の額又は出資金の額が1千万円超である法人

(補助金の額等)

第5条 第4条の規定により交付する補助金の種類、使途、補助対象経費、補助額、補助率、補助単価及び限度額並びに交付方法は、別表1に定めるところによる。

- 2 前項の規定により計算した補助額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を補助額とする。
- 3 本要綱の設備補助金又は土地補助金の適用を受けるものは、新岡山県企業立地促進補

- 助金、新岡山県物流施設誘致促進補助金、岡山県大規模工場等立地促進補助金、岡山県拠点工場化等投資促進補助金及び岡山県再投資サポート補助金を受けることができない。
- 4 本要綱の雇用補助金又は移転補助金の適用を受けるものは、岡山県支店等新規開設促進補助金を受けることができない。
 - 5 本要綱の適用を受ける者は、県が補助金の額等の認定内容を公表することに同意するものとする。

(事前同意事項)

第6条 本要綱の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について事前に同意しなければならない。

- (1) 当該法人の名称、代表者の氏名、本店及び支店の所在地、主な事業内容、新規常用雇用者の人数、補助金の額及びその他の当補助事業の実施に関し県が取得した情報を県が公表すること
- (2) 補助金の認定、交付決定及び額の確定、事業状況報告及びその他の補助事業の実施に関し県が取得した情報を県税の賦課徴収のために県が用いること
- (3) 補助金の認定、交付決定及び額の確定、事業状況報告及びその他の補助事業の実施に関し県が必要とする情報を県が県税情報を用いて確認すること

(認定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、本社機能の建設工事に着手する日、建物売買契約日又は建物賃貸借契約日の原則として30日前までに補助金認定申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者は、同項の申請をすることができない。
 - (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
 - (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(認定通知)

第8条 知事は、前条の規定による補助金認定申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認める場合に認定の決定を行い、認定通知書(様式第2号)を申請者に送付するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 前条の規定による認定の通知を受けた者(以下「認定法人」という。)が認定に係る本社機能(以下「認定本社」という。)の設置の内容を変更しようとするときは、原則として当該変更を行う日の30日前までに変更認定申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。また、認定本社の設置を中止し、又は廃止しようとするとき

は、中止（廃止）届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項前段の規定による変更認定申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認める場合に変更認定の決定を行い、変更認定通知書（様式第5号）を認定法人に送付するものとする。
- 3 第1項後段の規定による中止（廃止）届出書を知事が受理したときは、何らの手続きを要せず認定通知はその効力を失う。

（認定の取消し）

第10条 知事は、認定法人が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、第8条の認定又は前条第2項の変更認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けた場合
- (2) 変更手続きによることなく認定された内容を変更した場合
- (3) この要綱に違反する事実があった場合
- (4) 第8条の認定を受けた日から起算して1年以内に認定本社の設置を行わなかった場合

- 2 知事は、前項の規定により認定又は変更認定を取り消したときは、遅滞なくこの旨を書面により認定法人に通知するものとする。

（交付申請）

第11条 認定法人は、認定本社において事業を開始した日から起算して1年6月以内に、補助金交付申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第12条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認める場合に補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第7号）を認定法人に送付するものとする。

（交付申請の取り下げ）

第13条 前条の規定による補助金の交付決定及び額の確定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その交付決定及び額の確定の通知を受けた日から起算して15日以内に補助金交付の申請の取り下げを知事に申し出ることができる。

（補助金の支払）

第14条 補助事業者は、第12条の規定による補助金の交付決定及び額の確定があったときは、補助金請求書（様式第8号）により、遅滞なく補助金の支払を知事に請求しなければならない。

- 2 知事は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を当該補助事業者に支払わなければならない。

（状況報告等）

第15条 補助事業者は、交付決定の日以降で認定本社において事業を開始した日から起算して5年を経過する日までの間、毎年認定本社において事業を開始した日を基準日として、事業状況報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告は、基準日から30日以内に行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、随時に事業状況報告書の提出その他必要な事項を補助事業者に指示し、又は補助事業者を調査することができる。

（指示等への協力）

第16条 補助事業者は、前条第3項の指示又は調査を知事から受けたときは、これに協力しなければならない。

（交付決定及び額の確定の取消し）

第17条 知事は、補助事業者が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、第12条の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び額の確定を受けた場合

(2) この要綱に違反する事実があった場合

(3) 第15条の状況報告又は調査により、基準日における新規常用雇用者の数が補助金交付申請書に記載された新規常用雇用者の数を下回っている事実を県が確認した場合

(4) 認定本社において事業を開始した日から起算して5年以内に認定本社を廃止した場合（事実上の廃止を含み、本店登記の廃止の有無は問わないものとする。）

（補助金の返還）

第18条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、既に補助金を補助事業者に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（加算金及び延滞金）

第19条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた補助金の額100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で加算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（財産処分の制限）

第20条 補助事業者は、補助金の交付の対象となった認定本社を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、又は貸し付けようとするときは、処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業を開始

した日から起算して10年を経過した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数を経過した固定資産の処分についてはこの限りでない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（補助金の種類、使途、補助対象経費、補助額、補助率、補助単価及び限度額並びに交付方法）

| 種類 | 雇用補助金 | 設備補助金 | 土地補助金 | 移転補助金 |
|--------|---|--|--|--------------------|
| 使途 | 新規常用雇用者に係る人件費 | オフィス等の取得整備 | 土地の取得 | オフィス等の移転 |
| 補助対象経費 | — | 認定本社に係る設備投資（家屋及び償却資産）に要する経費 | 認定本社に係る土地の取得に要する経費 | 認定本社に係る移転に要する経費 |
| 補助額 | 新規常用雇用者の人数に下欄の補助単価を乗じて得た額 | 家屋に係る固定資産評価額及び償却資産の取得額にそれぞれ下欄の補助率を乗じて得た額ただし、家屋を賃借する場合は、賃借開始から1年間の賃借料及び償却資産の取得額にそれぞれ下欄の補助率を乗じて得た額 | 土地に係る固定資産評価額に下欄の補助率を乗じて得た額ただし、土地を賃借する場合は、賃借開始から1年間の賃借料に下欄の補助率を乗じて得た額 | 移転経費に下欄の補助率を乗じて得た額 |
| 補助率 | — | 100分の10（東京23区からの移転 100分の15） | | |
| 補助単価 | 中山間地域への移転 又は東京23区からの移転 100万円 その他 50万円 | — | | |
| 限度額 | 中山間地域への移転 限度なし その他 5億円 | | | |
| 交付方法 | 一括交付 | | | |

注 表中「中山間地域」とあるのは、岡山県中山間地域の振興に関する基本条例（平成15年岡山県条例第32号）第2条に規定する「中山間地域」とする。